

daily コラム

2022年6月7日(火)

〒140-0014 品川区大井1-7-6 THビル2階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2317

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

会計検査院とは どんな組織なのか

税制改正に会計検査院の指摘対応

令和4年度の税制改正にて、住宅ローン控除の大幅な見直しが行われましたが、発表等を見ると「会計検査院の指摘への対応」という文言があります。

低金利の下、実際の住宅ローン控除の借入金利が令和3年までの住宅ローン控除の控除率である1%を下回っている、と指摘をしたのは会計検査院です。普段聞きなれないこの「会計検査院」はどんな組織なのでしょう。

会計検査院の仕事

会計検査院の仕事は簡単にいうと「国やその周りの組織の経理・財務を監督すること」です。また、国の決算を確認するという職責も負っています。

会計検査院という組織は明治22年(1889年)、大日本帝国憲法が公布されるとともに、憲法に定められた機関になり、財政監督を行ったのがはじまりです。その後の日本国憲法にも第90条にて規定がされています。ちなみに憲法に「会計検査院」という名称が明示されているため、名称を変えるには憲法改正が必要となります。

簡単に経理や財務の監督といいましたが、

その内容は多岐にわたります。例えば ODA(政府開発援助)の検査や、医療費・年金の検査、消費税の検査や入札・契約手続きの検査等です。各項目について徴収不足や不正・誤りがないか、法令や制度に改善点はないか等をチェックし、不適切なものを発見したときには、指摘のみにとどまらず、是正や改善を要求する権限があります。

近年ではコロナ関係の検査も

近年では国の財政に大きくかかわる新型コロナウイルス感染症への対策費や感染症対策等による財務への影響についてなどもレポートしており、一部報道などで話題に上がった陽性者接触確認アプリ「COCOA」の不具合対応について、厚生労働省に対して是正改善の処置を求める内容を公開しています。

国会や裁判所に属さず、内閣からも独立した憲法上の機関として、様々な内容をチェックする会計検査院。「国の税務調査を行う税務署」みたいな印象を持ちますね。



会計検査院は web サイトやフェイスブックページで情報公開を行っています。

補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

会計検査院 会計検査院の歩み

<https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/history.html>

会計検査院の歴史

会計検査院は、明治2年（1869年）、太政官（内閣の前身）のうちの会計官（財務省の前身）の一部局として設けられた監督司を前身とし、その後、検査寮、検査局と名称の変遷を経て、明治13年（1880年）に至り、太政官に直属する財政監督機関として誕生しました。そして、明治22年（1889年）、大日本帝国憲法が公布されるとともに、会計検査院は、憲法に定められた機関となり、以後60年間、天皇に直属する独立の官庁として財政監督を行ってきました。

昭和22年（1947年）、日本国憲法が制定され、憲法第90条の規定を受け、現行の会計検査院法が公布施行されました。会計検査院は、同法において、内閣に対し独立の地位を有するものとされました。改められた主な点は、国会との関係が緊密になったこと、検査の対象が拡充されたこと、検査の結果を直ちに行政に反映させる方法が定められたことです。

会計検査の動向と変遷

会計検査院では、社会経済情勢の変化や国民の期待に積極的に対応して、検査活動を発展させてきました。そして、これにより数多くの様々な検査成果を上げています。

会計検査院法第34条の規定による処置要求及び同法第36条の規定による処置要求

<https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/3/r031027.html>

会計検査院は、合規性等の観点から、仕様書に業務の実施に係る事項は適切に定められているか、受注者側における業務の実施状況を十分に把握しているか、COCOAを特定の端末で使用した場合に、陽性者近接状態に該当した

場合であっても、接触確認者に通知が行われていない事態が発生した際の対応は適切に行われているかなどに着眼して検査しました。

その結果、令和3年10月27日、厚生労働大臣に対し、会計検査院法第34条の規定により是正改善の処置を求め、及び同法第36条の規定により改善の処置を要求しました。

「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）の開発・保守等に関する契約において実施している新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の開発・保守等について」

会計検査院法第30条の2に基づく国会及び内閣への随時報告

<https://www.jbaudit.go.jp/pr/kensa/result/4/r040330.html>

会計検査院は、令和4年3月30日、会計検査院法第30条の2に基づく国会及び内閣への随時報告を行いました。

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等による政府出資法人の財務等への影響について」

会計検査院の地位

<https://www.jbaudit.go.jp/jbaudit/position.html>

会計検査院は、国の収入支出の決算、政府関係機関・独立行政法人等の会計、国が補助金等の財政援助を与えているものの会計などの検査を行う憲法上の独立した機関です。

会計検査院フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/baudit.japan>